

4月新入園児童の保護者の皆さんへ

保育料無償化の手続きはお済みですか？



問 伊奈庁舎こども課 (内線4210)

令和3年4月からお子さんが幼稚園や保育所などに新入園する方は、利用施設の種類などによって、利用料無償化の事前手続きが必要となる場合があります。無償化の手続きや必要書類については、市のホームページをご覧ください。
 (「つくばみらい市 保育料無償化」で検索)



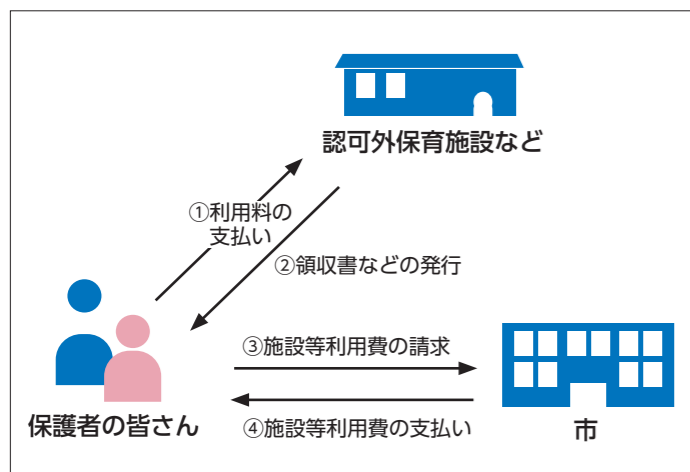
■利用料無償化の対象施設・サービスと無償化の範囲

| 区分 | 3～5歳児クラス | | 0～2歳児クラス | 無償化に伴う申請手続き | 利用料支払い有無 (市外施設では異なる場合があります) | |
|---------------|--------------------------|---------------------------|-----------------------|-------------|---|-----------------|
| | 保育の必要性がある | 保育の必要性がない | 保育の必要性がある 住民税非課税世帯 | | | |
| 幼稚園 | 新制度未移行園 (絹ふたば文化幼稚園など) | 月 25,700 円まで ※1 | — | 必要 | なし * 月 25,700 円を超える場合は、差額の支払いあり (自己負担) | |
| | 新制度幼稚園 (公立幼稚園含む) | 無償 ※1 | — | — | なし | |
| | 預かり保育を利用する場合 | 幼稚園利用料に加え 月 11,300 円まで | — | — | 必要 | あり (償還払い) ※2 |
| | 認定こども園 (幼稚園部) | 無償 ※1 | — | — | — | なし |
| 保育所 (園) | 預かり保育を利用する場合 | 幼稚園利用料に加え 月 11,300 円まで | — | — | 必要 | あり (償還払い) ※2 |
| | 認可保育所 (園) | 無償 | — | — | なし | |
| | 地域型保育事業 (小規模保育施設など) | — | — | — | なし | |
| 認可こども園 (保育園部) | 無償 | — | 無償 | — | なし | |
| 認可外保育施設など ※3 | 月 37,000 円 まで | — | 月 42,000 円まで | 必要 | あり (償還払い) ※2 | |
| 企業主導型保育施設 | ご利用の施設へお問い合わせください。 | | | | | |

※1：幼稚園利用は満3歳児も対象となります。(預かり保育などは3歳児クラスから対象となります)
 ※2：預かり保育および認可外施設などを利用している方は、「償還払い」となります。「償還払い」では、無償化後も利用料を施設に支払い、支払った費用については後日、市に請求する流れとなります。償還払いの請求方法については、下記の「償還払いの請求方法について」をご確認ください。なお、つくばみらい市外の施設をご利用している場合は、利用料の支払い方法などが異なることもあります。
 ※3：一時預かりや病児(病後児)保育、ファミリーサポートセンターの利用を含みます。ほかの幼稚園などと併用する場合は、無償化の対象とならないことがあります。

ては、下記の「償還払いの請求方法について」をご確認ください。なお、つくばみらい市外の施設をご利用している場合は、利用料の支払い方法などが異なることもあります。
 ※3：一時預かりや病児(病後児)保育、ファミリーサポートセンターの利用を含みます。ほかの幼稚園などと併用する場合は、無償化の対象とならないことがあります。

■償還払いの請求方法について (預かり保育、認可外保育施設利用の場合)



- ①利用料の支払い：利用料の全額を施設へ支払います。
- ②領収証などの発行：施設が発行する領収書などを大切に保管してください。
- ③施設等利用費の請求：請求の頻度は原則3カ月に1回となります(例：4月～6月利用分を7月に一括請求)。請求の際は、②の領収書(原本)などの提出が必要です。また、施設が請求書を取りまとめる場合がありますので、利用施設の指示に従ってください。
- ④施設等利用費の支払い：市から保護者へ支給します(口座振込) ※請求書の様式や提出方法など、詳細については市ホームページをご確認ください。

■無償化の対象となる方

【3～5歳児クラス (年少～年長)】

保育の必要性がある方 (保育の必要性のない方は、幼稚園利用分のみ無償化対象)

【0～2歳児クラス】

保育の必要性がある 住民税非課税世帯の方

【保育の必要性の認定について】

『保育の必要性がある』とは、保護者が共働きの場合や、病気・障がいがある場合、妊娠・出産や保護者の同居親族等の看護・介護で保育が出来ない場合など、保護者に代わって子どもを保育する必要があると認定されることです。認定を受けるためには、就労証明書など指定の証明書類を提出していただく必要があります。

■手続き (認定申請) が必要な方

- 新制度未移行園 (絹ふたば文化幼稚園など) に入園する方
- 新制度幼稚園 (公立幼稚園含む) や認定こども園幼稚園部に入園する方で、預かり保育を利用する方
- 認可外保育施設に入園する方
- 一時預かり、病児 (病後児) 保育、ファミリーサポートセンターを利用する方

上記に該当する方は、令和3年2月26日(金)までに、市こども課へ認定申請書などの必要書類をご提出ください。(申請書様式などは市ホームページからダウンロードできます。詳しくは市こども課までお問い合わせください)

★既に入園予定の施設などから必要書類を受け取り、市こども課に提出が済んでいる方は、改めての提出は不要です。

★預かり保育を利用する方、認可外保育施設・一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンターを利用する方は、保育の必要性を証明する書類が必要になります。ホームページをご覧ください。認定申請書と必要書類をそろえてご提出ください。(認定申請書の提出日以前の利用分は無償化の対象とはなりませんので、ご注意ください)

■手続きが不要な方

次に該当する方は、無償化のための手続きは不要です。
 ○新制度幼稚園 (公立幼稚園含む) や認定こども園幼稚園部に入園する方で、預かり保育を利用しない方
 ○認可保育所、地域型保育、認定こども園保育園部に入園する方

